

第59号議案

芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年9月5日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

改良住宅の自動車保管場所及び改良作業場の整備に伴い、使用料の額等を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例（昭和61年芦屋市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第5項中「使用料は、」の次に「別表第1及び」を加える。

第12条第3項中「第47条の2まで」の次に「(第44条第2項を除く。)」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 別表第1に掲げる自動車保管場所の管理については、この条例に定めるもののほか、市営住宅条例第43条から第47条まで（第44条第2項を除く。）及び第51条の規定を準用する。

別表第1中「第3条」の次に「、第4条、第8条、第12条」を加え、同表 3店舗等の表中

「

改良店舗5号 上宮川町9番	鉄筋コンクリー ト造平家建	1	58.10	27,200
------------------	------------------	---	-------	--------

」

を

「

改良店舗5号 上宮川町9番	鉄筋コンクリー ト造平家建	1	58.10	27,200
改良作業場5号 上宮川町9番		2	29.05	13,600

」

に改め、同表の次に次の1表を加える。

4 自動車保管場所

保管場所	使用料月額 円
改良住宅（上宮川町，宮塚町）	8，000

別表第2中「第3条」の次に「，第4条，第8条，第12条」を加え，同表4自動車保管場所の表中「第12条第3項の規定」を「入居者以外の者」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から起算して100日を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

参 照

芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

改良住宅の自動車保管場所及び改良作業場の整備に伴い、使用料の額等を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 自動車保管場所（以下「保管場所」という。）の使用料の額等を次のとおり定める。（第8条及び別表第1 4自動車保管場所の表関係）

保管場所	使用料月額（円）
改良住宅（上宮川町，宮塚町）	8, 0 0 0

- (2) 保管場所の管理については、芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例の次の規定を準用することとする。（第12条関係）

準用条項	規定の内容
第43条 (使用許可)	保管場所を使用しようとする者は、使用承認申請書を提出し、市長の許可を得なければならない。
第44条第1項 (使用者の資格)	保管場所を使用する者は、次に掲げる条件をいずれも具備する者でなければならない。 (ア) 改良住宅の入居者又は同居者であって、当該改良住宅に設置されている保管場所を自ら使用するために必要としていること。 (イ) 不正の行為によって入居したとき、使用料を3月以上滞納したとき等の改良住宅の明渡請求の要件のいずれにも該当しないこと。
第45条 (使用料の徴収)	保管場所の使用料は、その月分を毎月5日までに納付しなければならない。（月の途中で使用を始め、又は終えた場合であっても使用料の額は、その月分の月額とする。）

第45条の2 (保管場所の証明)	<p>ア 市長は、使用者の請求により、保管場所の確保を証明する書面を発行するものとする。</p> <p>イ 市長は、アの証明を発行するに当たり、芦屋市手数料条例に規定する手数料（1件300円）を徴収する。</p>
第46条 (減免又は徴収猶予)	市長は、特別の事情があると認めるときは、保管場所の使用料の減免又は徴収猶予をすることができる。
第47条 (使用許可の取消し)	<p>市長は、使用者が次のいずれかに該当する場合において、使用許可を取り消し、又は明渡しを請求することができる。</p> <p>(ア) 第44条の使用者の資格を失ったとき。</p> <p>(イ) 不正の行為により使用許可を受けたとき。</p> <p>(ウ) 使用料を3月以上滞納したとき。</p> <p>(エ) 正当な理由によらないで15日以上使用しないとき。</p> <p>(オ) (ア)～(エ)のほか、管理上必要があると認めるとき。</p>
第51条 (管理の代行等)	市長は、保管場所の管理を指定管理者に行わせることができる。

(3) 改良作業場5号の使用料の額等を次のとおり定める。

(別表第1 3店舗等の表関係)

名称及び位置	構造	戸数	1戸当たり床面積(m ²)	使用料月額(円)
改良作業場5号 上宮川町9番	鉄筋コンクリート造平家建	2	29.05	13,600

(4) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日から起算して100日を超えない範囲内において規則で定める日